判例研究

出演契約の法的性質と債務不履行責任の成否

――舞台公演「誓い ~奇跡のシンガー | 事件――

東京高判平成29年2月22日(判例集未登載、平成28年(え)第1071号) (原審:東京地判平成28年1月25日判タ1427号205頁、

> 第1事件:平成25年(ワ)第21206号損害賠償請求事件、 第2事件:平成26年(ワ)第33791号損害賠償請求事件)

> > 三浦 正広

1. 事実の概要

本件は、「誓い~奇跡のシンガー」と題する舞台公演(本件公演)の制作 会社 X₁ (原告会社・控訴人会社) が、Y₁ (第1事件被告会社・被控訴人会 社) との間で、Y₂(土屋アンナ:第1事件被告・被控訴人)を本件公演の 主役とする出演契約を締結したにもかかわらず、Y₂が稽古に参加しなかっ たために公演が不可能となり中止せざるを得なかったと主張して、X₂(甲 斐智陽:第1事件原告・控訴人、X、代表取締役) および X、が、Y らに対し、 債務不履行および不法行為にもとづく損害賠償を請求した第1事件と、第1 事件の訴え提起後、X。(第2事件被告)が製作してインターネット上に公 開した「ANNA」という題名の曲がY2(第2事件原告)の名誉を毀損する ものであると主張して、Yoが Xoに対して損害賠償を請求した第2事件で構 成されている。

第1事件の概要は次のとおりである。平成25年3月28日、X₁のチーフプ ロデューサーは、Y₁に対し、舞台「誓い~奇跡のシンガー」に Y₂が主演と して出演するよう依頼するメールを送った。このメールには、本件公演の企 画書および台本第3稿が添付されていた。本件公演の企画書には、「原作」として「A(濱田朝美)『日本一へタな歌手』(光文社刊)」(本件書籍)と記載され、また、本件書籍の表紙の写真(車椅子のAの写真)等が掲載されていた。この本件書籍は、27歳の障害者の女性であるAが、未熟児として生まれた際の医療ミスで脳水腫となり、その後、脳水腫による両上下肢機能障害により24時間の完全介護が必要な身体障害と言語障害を持ちながら、母との約束である「歌手になってNHKの紅白歌合戦に出場」を目指し、日々路上ライブを中心に歌手活動を展開している自身の生い立ちと生活を実名で紹介した実話(自叙伝)である。そして、Xらが企画した本件公演の内容は、未熟児として生まれた時、担当した医者の医療ミスにより脳水腫にかかり、生まれつき足に障害があり、うまく歩けない女性車椅子の主人公が、歌手を目指して路上ライブ活動を行ない、コンサートまで開くが、ステージで歌い終わった後、力尽きて舞台の上で倒れ、眠っているかのような安からな顔をした主人公にスポットライトを当てながら幕が閉じて終わるというものであった(A『日本一へタな歌手』」を原案とする本件公演の台本第3稿)。

その後、平成25年 5 月 8 日、 X_1 のプロデューサーが Y_1 を訪れ、 X_1 と Y_1 と の間で出演契約(本件契約)が締結された。本件契約では、 Y_1 は、 X_1 が制作する本件公演(東京草月ホールにおいて、平成25年 8 月 6 日から 9 日まで公演回数計 8 回、尼崎あましんアルカイックホールにおいて同月16日から18 日まで公演回数計 5 回)への出演を承諾し、 X_1 の指示に従って本件公演への出演および稽古を行ない、他方、 X_1 は、本件契約に定める労働の対償として210万円(税込)を Y_1 に支払うこととなどの契約条項があった(後掲「出演契約書」参照)。

ところが、7月16日に行なわれたプレミアライブ後の Y_2 と A との手紙やメールのやりとりのなかで、本件公演における本件書籍の舞台化について A の承諾が得られていないことを把握した B $(Y_1$ 社長)が、7月18日、 X_2 に

対し、Aの承諾書を提示しない限り、Yoを稽古に参加させないことが所属 事務所の方針である旨を伝えた。Y₁および Y₂は、従前から、本件書籍では、 生きることへの希望が綴られているのに、当初の台本や製本台本では、最後 のシーンで主人公が倒れ、亡くなることが連想されることに違和感を覚えて いた。しかしその後もAの承諾書が得られたとの連絡がなかったため、Yo は7月22日以降の稽古には参加しなかった。Aは、7月27日、初めて送付さ れた製本台本を受け取った。

X」は、7月29日、本件公演の中止を発表し、その旨をマスコミに発表する とともに、Yらに連絡した。

第2事件の概要は次のとおりである。X₂は、第1事件の訴え提起後であ る平成26年2月25日頃、「ANNA」という題名の楽曲を製作し、遅くとも3 月3日には、インターネット上の動画共有サイト YouTube に、本件楽曲を 自ら演奏し歌唱したものを動画として公開し、不特定多数人が視聴できるよ うにした。これに対して Yoは、本件楽曲の歌詞内容は Yoの名誉を毀損する と主張して、不法行為にもとづく慰謝料等(1100万円)および名誉回復処分 として謝罪広告の掲載を請求した。

原審(東京地判平成28年1月25日判タ1427号205頁)は、第1事件につい て、「遅くとも平成25年7月22日の稽古までには、専らXらの準備不足と権 利関係のずさんな管理に起因して、準委任契約の性質をも有する本件契約の 基礎となる信任関係が X らと Y らとの間で失われており、かつ、たとえ Y」 が Y₂をその後の稽古に参加させたとしても、本件公演をそのまま適法に上 演することは法律上も事実上も困難となっていたということができるし 「Y₁が Y₂を本件各稽古日(同月22日、23日、25日、26日及び27日)の稽古に 参加させなかった行為は、確かに形式的には本件契約4条に違反するもの の、Yらの責めに帰すべき事由はなく、正当な理由があるといえるから、 債務不履行にも不法行為にも該当しない。また、X₂が同月26日に本件公演

の中止を決定したことの原因が、 Y_1 が Y_2 を本件各稽古日の稽古に参加させなかった行為にあるとも認められない(相当因果関係がない。)。」と述べ、X らの各請求はいずれも理由がないとして全部棄却した。また、第2事件について、 Y_2 の請求のうち不法行為による損害賠償請求について一部認容した(33万円)。

そこで、X らは第1事件に係る敗訴部分につき不服があるとして控訴したが、第2事件については、両当事者からの控訴の申し立てはない。

控訴審において、 X_2 は、原審における請求を一部変更し、主位的請求として、 Y_1 に対する債務不履行(民法415条)による損害賠償、および Y_2 に対する不法行為(民法709条)による損害賠償を請求し、予備的請求として、 Y_1 の会社法350条所定の損害賠償責任の成立に伴なう共同不法行為による損害賠償を追加請求した。一方、 Y_1 は、本件公演の実施について A の承諾を得ていることが要素であるにもかかわらず、これを欠いているとして、錯誤による無効を主張した。

「出演契約書|

(前文)

 X_1 (以下甲という) と [空欄] (以下乙という) との間で、乙が甲の制作する舞台公演に出演することに関し、次の通り契約を締結します。

第1条 乙は、甲が制作する「誓い~奇跡のシンガー」と題する舞台公演(以下本公演という)に、下記の条件で出演することを承諾します。

記

公演場所 東京草月ホール

公演期間 2013年8月6日から9日まで公演回数 計8回

公演場所 尼崎あましんアルカイックホール

公演期間 2013年8月16日から18日まで公演回数 計5回

第2条 甲は直接乙に対し、本契約に定める労働の対償として金弐百壱拾萬円

(税込)を2013年9月末日に支払います。

「中略]

第4条 乙は甲の指示に従って、本公演への出演及び稽古を行います。ただし、甲の指示は、乙のスケジュールに十分配慮して行われるものとします。公演と稽古の具体的な時間と変更は、甲が決定して、出来るだけ早く乙に伝えます。

第5条 乙は追加の支払い無く、本公演における乙の実演を録音・録画・写真 撮影・編集し、さらに広報や宣伝目的で放送その他公衆送信・複製する権利 が、甲にあることを認めます。

第6条 乙は、乙の写真と略歴を甲に提供し、甲がこれを宣伝・広報・公演プログラムで利用することを承諾します。

乙は本公演の宣伝広報に出来うる限り協力し、甲は当該宣伝広報に際し、乙の意思と健康管理を尊重します。

第7条 甲は、次の場合本契約をただちに解除することができます。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 乙が違法な行為を行ったり、甲の信用を害する行為を行ったとき。
- (3) 乙側の原因によって、出演が不完全なものとなったり、本公演に支障をきたしたとき。

第8条 天災地変、その他甲乙どちらの責任でもない原因によって本公演が不可能になった場合には、甲又は乙は、本契約を解除することができます。

第9条 本契約に規定のない事項については、甲乙誠意を持って話し合いで決定することとします。

「中略]

- 甲・「原告会社の住所及び記名押印」
- 乙・「被告会社の住所及び記名押印」

2. 判旨~控訴棄却

(1) 争点1(本件契約が錯誤により無効か否か)について

「本件契約においては、Y₁が Y₂を出演させる舞台は、単に、主人公の障害

者が誰であってもよいというものではなく、A の本件書籍を原作又は原案とし、主人公のモデルをA と想定するものであって、A の生きる姿を題材としたと解するのが相当であり、 X_1 及び Y_1 は、本件公演の内容を含む本件書籍の舞台化について、A の承諾を得ることが本件契約の前提となっていたものと解するのが相当である。

「本件契約においては、本件公演の内容を含む本件書籍の舞台化について、 本件公演が実施されるまでに A の承諾を得ていることが必要となるものと 解される。

したがって、本件契約締結時に A の承諾を欠くとしても、これによって、同時点で直ちに契約の要素に錯誤があるものとはいえない。

(2) 争点 2 (「Y₂による本件公演の稽古不参加」を理由とする Y₁の債務不 履行責任の成否) について

「本件公演の上演ができなくなったのは、X らの一方的な本件公演の中止の決定によるものであることが明らかである。のみならず、 Y_2 が本件各稽古日の稽古に参加しなかったことが直接の原因で本件公演が中止となったわけではなく、X らにおいて A の本件公演に対する承諾書を得ることができない状況で、Y らに相談もなく、X ら独自の判断で本件公演を中止したというべきものである。

したがって、 X_1 の主張する平成25年7月28日の時点はもとより、同日29日の時点でも、 Y_2 の本件各稽古日の不参加により、あるいは平成25年7月18日から同月29日までの間にわたり Y_2 を一切実質的な稽古に参加させなかったことによって、社会の取引通念上、直ちに X_1 主張の履行不能が成立するものではないというべきである。

 $\lceil X_1$ においては、本件公演の中止の決定までには、本件公演の内容を含む 本件書籍の舞台化についての A の書面による承諾を得ることはできなかっ たといわざるを得ない。そして、本件契約に基づき、 Y_1 に所属する Y_2 が公演に出演することが実現しなかったのは、 X_1 において、上記の A の書面による承諾を得なかったことによるものというべきである。

「X らの不手際で本件公演を適法に上演することが法律上も事実上も困難な状況にあったものというべきであるから、事柄の性質上、 Y_2 の本件各稽古日の不参加はもとより、同月18日から同月29日までの実質的な稽古不参加についてはやむを得ない合理的な理由が存するので、 Y_1 に責めに帰すべき事由はなく、また、当該不参加につき正当な理由があり違法性もないというべきである。

(3) 争点3 (Y₂の稽古不参加と本件公演の中止による損害との間の因果関係の有無) について

「 Y_2 の稽古不参加によって、社会の取引通念上、本件公演の上演が履行不能に至ったものとは断定することは困難であるから、 X_1 の主張に係る平成25年7月18日から同月29日までの実質的な稽古不参加と本件公演の中止による損害との間に因果関係を認めることはできない。」

(4) 争点 6 (X₁に対する Y₁の会社法350条所定の損害賠償責任の成立に伴う Y らの共同不法行為責任の成否)、および争点 7 (X に対する Y₁の会社法350条所定の損害賠償責任の成立に伴う Y らの共同不法行為責任の成否) について

「B の指示による Y_2 の稽古不参加があるとしても、これにより、X らが主張する本件公演が、社会の取引通念上、直ちに履行不能となったものと断定することは困難であり、また、その主張する損害が生じたと認めることはできない。そして、 Y_2 の本件各稽古日の不参加と本件公演の中止による損害との間の因果関係を裏付ける証拠もない。

「 Y_2 の本件各稽古日の不参加自体についても、 \cdots Y_2 や B の責めに帰すべき 事由はなく、本件契約の目的・趣旨に照らして、本件公演の実現のために合理的に必要な注意を尽くしていないとはいえないから、故意過失は認められないというべきである。また、この不参加につき正当な理由があるので、その違法性もないものというべきであるから、B 及び Y_2 の不法行為を認定することは相当ではない。

「X₁に対する Y₁の会社法350条所定の損害賠償責任及び X に対する Y₁の会 社法350条所定の損害賠償責任の成立に伴う Y らの共同不法行為責任はいず れも成立しないというべきである。|

3. 研究

(1) はじめに

本件は、本件公演の制作会社(X_1)と主演女優(Y_2)の所属事務所(Y_1)との間で締結された舞台出演契約における債務不履行責任の成否が争われている第1事件と、制作会社(X_1)の代表取締役(X_2)による Y_2 に対する名誉毀損に関する第2事件で構成されていたが、本控訴審においては第1事件についてのみ X らにより控訴がなされ、第2事件については両当事者により控訴はされていない。本研究では、本件契約における債務不履行責任の成否との関連において、第1事件において論点となっていた実演家の出演契約の法的性質およびその有効性の問題に焦点を当てる。

本件書籍を舞台化するに際しては、その原作者である A の承諾を得ることは当然の前提であるから、A の承諾が得られていないことを理由に Y_2 が稽古に参加することを拒否し、結果的に本件公演が中止されるに至ったとしても、それらはすべて X らに原因があり、Y らには本件契約に関する債務不履行責任はないと判示した本判決の結論は妥当であると考えるが、本件における舞台出演契約等の実演家に関する出演契約は、実務的には極めて重要

な契約類型であるにもかかわらず、著作隣接権制度との関係性における学問 的な分析がほとんどなされていない状況である。本稿は、そのような状況に ある出演契約の法的性質に関する理論的な問題を中心として検討を加えるこ ととする。

(2) 出演契約の法的性質

出演契約の法的性質を検討するにあたり、原判決は従前の学説にしがたい 民法上の典型契約である請負契約ないし準委任契約について分析的に検討を 加えている。これらの学説は、現行著作権法において著作隣接権制度が導入 される以前の出演契約に関する議論である。民法上の典型契約については、 時代や社会の移り変わりとともに理論的な進展がみられるところであるが、 出演契約に関しては実演家を取り巻く法状況が激変し、少なくとも理論的に は実演家の法律上の地位が大きく向上しているにもかかわらず、実務実態に 大きな変動はなく、理論的な分析が置き去りにされた感があることは否定で きない。

かつての学説は、ラジオ・テレビに関する放送出演契約について、形式的 に二者契約と三者契約に分類していた。二者契約は、出演者本人と放送事業 者との間で締結される契約であり、三者契約は、出演者、その所属団体およ び放送事業者との間で締結される契約である。二者契約においては、出演者 本人名義の契約書が取り交わされる場合でも、実際には所属事務所の斡旋に よって出演契約が成立することが多いとされる。また、出演者の所属事務所 と放送事業者の間で締結される契約は、「出演者派遣契約」と呼ばれ、この 方式をとる例が増えつつあるとされている。本件契約は、実演家の所属事務 所と制作会社との間のいわゆる二者契約ということになり、実演家本人は、 本件契約の当事者ではないが、出演契約上の義務である役務の提供は、本件 公演における「実演」を意味する。

また、放送番組の出演者(実演家)の法的保護に関しては、労働法上の「労働者」として保護しようとする動きがある一方で、出演者を放送番組に出演させることで収益を上げようとする放送事業者側は、出演者との間で専属出演契約を締結することによって、労働法上の法的保護を剥奪する傾向があることが指摘されている。

しかし、これらの出演契約に関する形式的分類は、著作隣接権制度が導入された現行著作権法制定(昭和45(1970)年)以前の学説であり、実演家の法律上の地位は飛躍的に発展することとなる。二者契約であれ三者契約であれ、実演家がその実演を行なうことを約する契約は、広い意味における「実演家契約」であると位置づけることができる。その場合、著作隣接権制度の下で、実演家は当該実演家契約の当事者であるかどうかにかかわりなく、その生実演、その固定および利用について、実演家の権利を有することとなる。しかし実際には、実務上の実演家保護の認識が法律の理念や目標のレベルに追いついていない状況である。

原判決は、実演家が所属する事務所と制作会社との間で締結された本件出演契約の性質について、「本件契約は、主演女優を稽古に参加させ舞台公演に出演させなければならない点において請負契約の側面を有するが、ただ単に決められた舞台公演に出演させればよいというものではなく、制作会社がその主演女優に主役を委託した目的である興行収入の最大化等のために、その主演女優の顧客吸引力をもって集客させるとともに、その主演女優の演技力によって観客を魅了しなければならないことからすれば、仕事の完成(民法632条)と捉えることのできない側面」があることから、両当事者の信任関係を基礎とする「準委任契約の性質をも有するものと解するのが相当である」と理解する。

しかし、原判決が述べているように、請負契約の要件である「仕事の完成」について、実演家の人格の反映が要素となるという意味において、単な

る財産法上の請負契約の性質を有する契約であると把握することは適切では なくまた、契約両当事者間の信任関係を基礎とするということを根拠として 進委任契約の性質を有する契約であると構成するだけでは、出演契約の本質 を捉えきることができていないと考える。本件出演契約は、実演家が所属す る事務所と制作会社との間の契約であり、実演家自身は直接の契約当事者で はない。出演契約において必要とされている「実演」は、実演家の個性や表 現力に強く依存する行為であり、実演の対象となる著作物の解釈を基礎とす る。その場合の実演行為は、実演家の人格の表現行為であると把握される。 実演家の権利を保護している著作権法においては、自己の実演に対する実演 家の人格的利益が保護され、実演家人格権として、氏名表示権や同一性保持 権が保護されている。すなわち、本件のような出演契約の対象は、実演家に よる実演行為そのものであり、実演なくして契約を履行することは不能とな る。このような出演契約の法的性質は、請負契約や準委任契約等の性質を有 する財産法上の契約であると理解することは妥当ではなく、実演家が出演契 約の直接的な当事者であるか否かにかかわりなく、実演家の人格が反映され ていることを構成要素とする「実演家契約」であると理解される必要があ る。これは、国際条約および国内法において実演家の法的地位が向上してき たという時代の流れのなかで根拠づけることが可能であると考える。

かつて実演家の法的保護に関するローマ条約(1961年)の成立過程におい て、実演家を労働者として保護しようとする国際労働機関(ILO)と、著作 権と密接に関連した権利という観点から保護しようとするベルヌ同盟との間 で意見が対立していた。結論として実演家は著作物を演じることにより著作 物の伝達に重要な役割を果たす者であるという理解のもとで、著作隣接権者 として著作者に準じた地位が認められることとなった。実演家は、実演の固 定およびその利用について排他的権利が規定されている。インターネット時 代を迎え、欧州において実演家は著作物の「解釈者」として位置づけられて

いるだけではなく、創作者である著作者と同等の「創造者」として把握され、著作者の権利との平準化が進められているところである。さらにWIPO実演・レコード条約(1996年)を受けて、わが国の著作権法には実演家人格権(氏名表示権(著作権法90条の2)および同一性保持権(同法90条の3))が規定されるに至る。単に実演家の個別的な人格権が規定されたと捉えるべきではなく、実演の固定および利用に関する契約においては実演家の人格的利益が尊重される必要がある。また、最高裁判決においてパブリシティ権による実演家の氏名・肖像の保護が承認された。このように実演家の保護に関する法状況が劇的な変化を遂げているにもかかわらず、実演家の出演契約に関する議論は時間が止まったかのように遅々として進んではいない。

わが国の著作権法において「実演家」とは、「俳優、舞踊家、演奏家、歌手その他実演を行う者及び実演を指揮し、又は演出する者」(著作権法2条1項4号)と定義づけられ、実演家が行なう「実演」とは、「著作物を、演劇的に演じ、舞い、演奏し、歌い、口演し、朗詠し、又はその他の方法により演ずること(これらに類する行為で、著作物を演じないが芸能的な性質を有するものを含む。)」とされている(同法2条1項3号)。実演は著作者および著作物との関係性の上に成り立つものであり、実演家の人格や著作物の解釈にもとづいて行なわれる実演の固定およびその利用に関する契約は、著作者契約法における著作者保護の理念と同様に、単なる財産法上の契約にとどまらず、人格権的な性質を構成要素とするものであるということができる。

著作隣接権制度が導入され、実演家の権利は大きく発展したが、実演の利用に関する契約実務にはそれほど大きな進展はみられず、本件における両当事者の主張にみられるように、出演契約の法的性質については、現行著作権法制定以前のままの議論がそのまま主張されている。出演契約の法的性質に

関するかつての学説は、出演契約の内容を請負契約、雇用契約または非典型 契約であると分類する観点から分析している。本判決では、出演契約の法的 性質について、請負契約または準委任契約として分類されている。

また、実演家は、労働法上の「労働者」として位置づけられようが、著作 権法上の「実演家」として位置づけられようが、使用者または製作者側との 契約関係においては常に不利益な立場に置かれやすく、実演家契約法の観点 からすると、実質的に契約的弱者として認識することができる。そのような 立場にある実演家の法的地位は、インターネット時代の到来を契機としてそ の保護強化が図られてきた。

本件契約(出演契約)の法的性質について、原判決および本判決が契約両 当事者間の信任関係に基礎を置く準委任契約であると理解しているように、 本件舞台出演契約のような実演家契約においても、出版契約等の著作権契約 と同様に、実演家と制作会社との間の信頼関係が必要とされる。原作者 A の承諾のもとで書かれた台本による舞台の出演契約であるから、当該台本に ついてAの承諾を得ることは本件契約の当然の前提であり、信頼関係を維 持するための重要な要素であることはいうまでもない。

(3) 本件出演契約の有効性および Y₁の債務不履行責任について

認定されている事実関係によると、本件では、Aの著作物を原作として 本件公演の企画がすすめられていたにもかかわらず、脚本について A の許 諾が得られていないことを理由として、主演女優である Y₂が稽古に参加し ないなどの事態が生じ、最終的に本件公演が中止されるに至ったものであ る。

本件舞台公演の制作会社 X₁と Y₂の所属事務所 Y₁との間で締結された本件 出演契約は、Yoが本件公演の主役として出演することを内容とするもので あり、原判決が述べているように、Y2の俳優(実演家)としての顧客吸引 力や演技力によって集客し、観客を魅了することで収益を上げることが期待されている。前述したように、わが国の著作権法における「実演」とは、本件の場合は著作物を演劇的に演じる行為であり(著作権法2条1項3号)、著作物の存在が前提となっている。実演は、著作物およびその著作者との関係性の上に成り立つものであり、著作物には著作者の人格が反映され、著作者人格権が保護されているのと同様に、実演には実演家の人格や著作物に対する解釈が反映され、著作者と同様に、実演家人格権が保護されている(氏名表示権(90条の2)および同一性保持権(90条の3))。

本判決で認定されているように、 X_1 と Y_1 の意思としては、本件公演の内容を含む本件書籍の舞台化について、A の承諾を得ることが本件契約の前提となっていたものと解される。ところが控訴審において、 Y_1 は、Xらから、本件公演について原作者である A から舞台化について承諾を得ていることなどの説明を受けて本件契約を締結するに至ったのは重大な錯誤であり、要素の錯誤に該当するので本件契約は無効である(民法95条)と主張している。

しかし、この Y_1 による錯誤無効の主張について、本件書籍の舞台化については、関係当事者間の交渉過程のなかで、遅くとも本件公演が実施されるまでにAの承諾が得られるのであれば、契約の履行が不可能となることはなく、本件契約締結時にAの承諾が得られていなっかたとしても、その時点で直ちに契約の要素に錯誤があるとはいえないと判示した本判決の判断は妥当であると考える。

また、Yらが手紙やメールによるAとのやりとりのなかで、Xらによる本件書籍の舞台化についてAの承諾が得られていないのではないかという疑念が生じ、Xらに対して、Aの書面による承諾を得ることを再三にわたって申し入れていたにもかかわらず、本件公演中止の決定に至るまで、Aの承諾を得ることができなかったことが認定されている。このような状況か

らすると、Y₂が本件各稽古日の稽古に参加しなかったことが直接の原因で 本件公演が中止となったわけではなく、Aの本件公演に対する承諾書を得 ることができない状況で、X らが独自の判断で一方的に本件公演の中止の 決定をしたものであることを認定した本判決の判断を前提とすると、Y₂が 本件各稽古日の稽古に参加しなかったことで、直ちに履行不能が成立するも のではないという判断は妥当であると考える。

さらに、本判決が判示するように、本件公演が中止となるに至った原因は Xらにあったものというべきであるから、事柄の性質上、Y₂の稽古不参加 についてはやむを得ない合理的な理由があり、Y」に責めに帰すべき事由は なく、また、当該不参加について正当な理由があるといえよう。

- (1) 実演家の出演契約に関する研究報告書として、「日米における実演家の出 演契約に関する研究報告」(社団法人日本芸能実演家団体協議会、2006年)参 昭。
- (2) 当時の放送出演契約は、契約期間、期間満了の際の更新手続、出演料の 額、支払方法、解除・解約の場合の返還手続、契約違反の場合の処置などにつ いて規定する極めて簡単なものであったとされる(植林弘「ラジオ・テレビの 出演契約 | 『契約法体系 VI 特殊の契約 (2)』 (有斐閣、1963年) 130頁、132頁参 昭)。
- (3) 野村好弘「放送出演契約」 『注釈民法(17) 債権(8) 』 (有斐閣、1966年) 549頁、553頁参照。
- (4) 当時の学説では、放送出演契約は、完全専属契約、準専属契約、優先出演 契約、回数契約および番組出演契約の5つの契約類型に分類されている(植 林・前掲註(2)132頁参照)。
- (5) 植林・前掲註(2)134頁以下参照。
- (6) 本判決においては、出演契約の法的性質に関する議論は展開されておら ず、本件出演契約は、原判決が判示したように、契約両当事者の信任関係を基 礎とする準委任契約の性質を有する契約であるという前提で当事者の主張が行 なわれている。
- (7) 拙稿・三浦正広「実演家契約法における実演家の保護―著作者と実演家の

88 最先端技術関連法研究 第17号

権利の平準化に向けて一」日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター編『実演家概論―権利の発展と未来への道―』223頁-261頁所収(勁草書房、2013年)および同「著作者契約法の理論―契約法理論による著作者の保護―」コピライト622号22頁-51頁、623号48頁-63頁(著作権情報センタ、2013年)参照。

- (8) 1960年にユネスコ、ベルヌ同盟、ILOの3機関の共催による専門家委員会において「実演家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する国際条約草案」(ハーグ草案)が作成され、これにもとづいて1961年「ローマ条約(実演家等保護条約)」が成立する。
- (9) 最判平成24年2月2日 [ピンク・レディー事件] 民集66巻2号89頁。